



地方創生テレワーク推進運動Action宣言

当社は、地方創生テレワーク推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取組むことを宣言します。

取組方針

地方創生テレワークの必要性・メリットを企業のトップや経営層が理解のうえ、取組を推進します。

地方創生テレワークに取組むための体制や取組方針等を整備し、

企業のトップや経営層のコミットメントの下、社内での価値観の共有に取組みます。

取組に向けた諸制度整備

地方創生テレワークの推進に当たり、関連するガイドラインやチェックリスト、マニュアル等を参照し、諸制度の整備に努めます。

法令遵守

地方創生テレワークの推進に当たり、コンプライアンスの遵守に努めます。

取組項目

- 【1】採用の優位性の確保・社員の離職防止
- 【2】地方人材の採用・育成
- 【3】地域プロジェクトへの参加
- 【4】機能分散
- 【5】ワーケーション推進

取組内容

当所は福岡県にありますが、当所管轄区域の福岡地方裁判所は、令和2年4月より、民事裁判IT化のパイロット庁としてMicrosoft Teamsによるweb裁判を実施してきております。また、当事務所では、クラウドによる事件管理を行っており、また、全件ペーパーレス化を実施しておりますので、事務所に出勤せずとも自宅にてデスクワーク作業を行うことが可能な環境が整っております。今後民事訴訟法の改正により、民事裁判IT化は更に進む予定ですが、引き続き九州圏内のどこに住んでいても、執務可能な状況を整えていきたいと考えております。

小杉法律事務所

代表弁護士 小杉 晴洋

日付 2022年5月30日